

処 分 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 規 定 : 第75条の8第3項
処 分 の 概 要 : 放置車両に係る指示
原権者(委任先) : 福井県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 「放置行為を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められたいときとは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果としてその車両について放置行為が行われたと認められるような場合であり、具体的には、 <ul style="list-style-type: none">・同一の車両について放置行為が反復して行われている場合・同一の使用者の使用する複数の車両につき放置行為が行われている場合・使用者が放置行為を誘発するような行為を行っていることが確認された場合 などである。
問 い 合 わ せ 先 : 福井県警察本部交通部交通指導課取締係
備 考 :